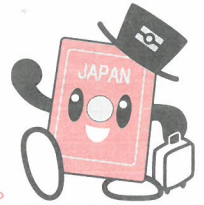


旅券(パスポート)の書面による手続きのご案内



(令和5年3月 愛媛県)

■ 旅券窓口について

- 愛媛県内で旅券の申請ができるのは、日本国籍を有し、原則、愛媛県内に住所(住民登録)のある方です。
- 通常の申請は、住所(住民登録)のある市役所(松山市は松山市パスポートセンター)・町役場での手続きになります。

■ 申請されたときは必ず受取りを

申請した旅券は、発行日から6ヶ月以内にお受け取りにならないと失効し、次回申請の際、通常よりも高い手数料が必要になります。

■ 事前相談の勧め

次のような方は、事前に窓口にご相談ください。

- ①申請書の「刑罰等関係」欄のいずれかの事項に該当する方
- ②有効旅券(有効期間内の旅券)を紛(焼)失、損傷した方
- ③学生、単身赴任等で住民登録のある市町以外に居住し、当該居在地で旅券発給を希望する方
- ④へボン式以外の綴りや旧姓等の別名併記を希望する方
- ⑤海外勤務や留学等のため長期のビザが必要となり、お持ちの旅券では有効期間が足りない方

■ 申請に必要な書類

※本人申請、代理申請とも1~4の書類等(これまでに旅券を取得したことがある方は5の前回取得した旅券も)を各市町の窓口にお持ちください。

<p>1 一般旅券発給申請書 ※折れ曲がると使えません。 1 通</p>	<p>各窓口へ備え付けてあります(10年用と5年用の2種類があります。)。また、外務省HPからダウンロードすることもできます。 ○18歳以上の方・・・10年用又は5年用のいずれかを選択して、申請できます。 ○18歳未満の方・・・5年用しか申請できません。</p>				
<p>2 戸籍謄本 (提出の前日6ヶ月以内に発行されたもの) 1 通</p>	<p>○有効旅券をお持ちの方で、旅券の氏名、本籍の都道府県名及び性別等に変更がなければ省略できます。 ○未成年者の場合、法定代理人(親権)を確認する等の理由から省略できない場合があります。 ○同一戸籍内の複数の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で共用できます。 ○戸籍謄本の請求方法については、本籍地の市町村にお問い合わせください。</p>				
<p>3 写真(パスポート規格) (貼らずにお持ちください。) 1 枚 【提出写真規格】 ①申請者本人のみが正面を向いて撮影 ②提出の前日6ヶ月以内に撮影 ③縁なしで下記図画面の各寸法を満たしたもの (顔の寸法は頭頂からあごまで) ④無帽であるもの ⑤背景や影がないもの</p> <p>(単位: mm)</p> <p>(カラー・白黒いずれも可)</p>	<p>○左記【提出写真規格】を満たさないものや下記事項に該当するもの(下記【よくある不適当な写真例】参照)は、撮り直しをお願いすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●前髪やその影により目元が不鮮明な写真 ●眼鏡のフレームや照明の反射が目にかかり、目元が不鮮明な写真 ●フラッシュ撮影により瞳が赤く写った写真 ●カラーコンタクトを装着し、瞳の色が異なる写真 ●ドット(網状の点)やジャギー(階段状のギザギザ模様)があるデジタル写真 ●画質が荒く不鮮明な写真。変色、汚れ、傷、線、折れのある写真 ●幅広いヘアバンド、サングラスやマスク等頭部や顔の器官が隠れた写真 ●平常時と著しく表情が異なる写真(極端に笑う・泣く等) <p>【よくある不適当な写真例】</p> <p>前髪が長すぎて目元が見えないもの 眼鏡のフレームや照明の反射が目にかかっているもの ピンクや手ブレにより不鮮明なもの ドットやインクのにじみなどがあるもの ジャギーがあるもの 影があるもの 背景の色がきつく人物を特定しづらいもの 幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの 指定の規格を満たしていないもの 平常の顔貌と著しく異なるもの</p>				
<p>4 本人確認の書類 有効な原本(コピーは不可) ※少なくとも氏名と生年月日が記載されているものに限ります。 ※本人確認書類の内容(氏名・ふりがな・本籍・現住所など)が、戸籍・住民票などの記載と異なる場合は使えませんので、必ず申請前に訂正しておいてください。 ※右のいずれの書類も提示できない方は、事前にご相談ください。 ※代理で申請する場合は、引受人と申請者本人のそれぞれの本人確認書類が必要です。</p>	<p>① 1点で確認(次の書類から、1点提示してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本国旅券(有効旅券または失効後6ヶ月以内のもの。ただし、旅券の氏名、本籍の都道府県名及び性別に変更がある場合は戸籍謄本で変更の経緯が確認できること。) ●運転免許証 ●個人番号カード ●船員手帳 ●小型船舶操縦免許証 ●宅地建物取引士証 ●写真付き官公庁職員身分証明書 ●写真付き身体障がい者手帳(写真貼替え防止がなされているもの。) など <p>② 2点で確認(①を提示できない場合、次の書類のイ・ロから1点ずつ、またはイを2点、提示・提出してください。(口の2点では不可です。))</p> <table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>●各種健康保険等被保険者証 ●介護保険被保険者証 ●共済組合員証 ●印鑑登録証明書(提出)と実印(申請書に押印) ●年金手帳 ●年金証書 など</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>●写真付き学生証(生徒手帳を含む。) ●会社の写真付き身分証明書 ●公の機関が発行する写真付資格証明書 ●乳幼児医療費受給者証 ●失効日本国旅券(失効後6ヶ月を経過したもの。) など</td> </tr> </table> <p>○有効旅券をお持ちの方は、これを提示しなければ申請を受付けできません。(残有効期間は切捨て。) ○有効旅券は持っていないが、失効した旅券をお持ちの方は、直近の旅券をできるだけご持参ください。</p> <p>○上記書類で旅券発給に必要な事項が十分確認できない場合は、その他の書類の提出を求めることがあります。 ○上記【事前相談の勧め③】に該当(居所での申請)される方は、提出の前日6ヶ月以内に作成された住民票(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)及び居所が確認できる書類が必要です。(住民登録のある市町での申請には住民票は原則不要。)*詳しくは、最終頁「■居所での申請」を参照。</p>	イ	●各種健康保険等被保険者証 ●介護保険被保険者証 ●共済組合員証 ●印鑑登録証明書(提出)と実印(申請書に押印) ●年金手帳 ●年金証書 など	ロ	●写真付き学生証(生徒手帳を含む。) ●会社の写真付き身分証明書 ●公の機関が発行する写真付資格証明書 ●乳幼児医療費受給者証 ●失効日本国旅券(失効後6ヶ月を経過したもの。) など
イ	●各種健康保険等被保険者証 ●介護保険被保険者証 ●共済組合員証 ●印鑑登録証明書(提出)と実印(申請書に押印) ●年金手帳 ●年金証書 など				
ロ	●写真付き学生証(生徒手帳を含む。) ●会社の写真付き身分証明書 ●公の機関が発行する写真付資格証明書 ●乳幼児医療費受給者証 ●失効日本国旅券(失効後6ヶ月を経過したもの。) など				
<p>5 前回取得した旅券 ※該当する方のみ</p>	<p>○有効旅券をお持ちの方は、これを提示しなければ申請を受付けできません。(残有効期間は切捨て。) ○有効旅券は持っていないが、失効した旅券をお持ちの方は、直近の旅券をできるだけご持参ください。</p>				
<p>6 その他</p>	<p>○上記書類で旅券発給に必要な事項が十分確認できない場合は、その他の書類の提出を求めることがあります。 ○上記【事前相談の勧め③】に該当(居所での申請)される方は、提出の前日6ヶ月以内に作成された住民票(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)及び居所が確認できる書類が必要です。(住民登録のある市町での申請には住民票は原則不要。)*詳しくは、最終頁「■居所での申請」を参照。</p>				

■ 有効期間内に切替申請ができる場合

次のいずれかに該当する場合は、有効期間が10年又は5年の旅券を新たに申請することができます。その場合、残りの有効期間は切捨て、旅券番号は変更となります。

- (1) 旅券の有効期間が残り1年未満となった場合
- (2) 旅券の氏名、本籍の都道府県名及び性別等に変更が生じた場合（残存有効期間同一旅券の申請を行うこともできます。）
- (3) 旅券の査証欄に余白がなくなった場合（残存有効期間同一旅券の申請を行うこともできます。）
- (4) 旅券面の記載事項が判別できないほどに損傷した場合等（本人確認が困難な損傷は紛失届出のうえ新規発給申請。）
- (5) 訂正旅券を切り替える場合

■ 未成年者が申請する場合 ※令和4年4月1日から親権者の同意が必要な年齢が18歳未満に。

○申請にあたり、法定代理人（親権者又は後見人）による同意が必要です。

申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者又は後見人が署名を行ってください。

- 親権者又は後見人が遠隔地に在住し、申請書に署名ができない場合は、「旅券申請同意書」（様式は市町旅券窓口への設置及び県ホームページに掲載しています。）の提出でも結構です。

■ 代理人が申請する場合

○本人による申請が困難な場合は、代理提出ができます。

○本案内の申請書記入例 の3箇所は必ず申請者本人が記入し、必要書類と併せて引受(代理)人が提出してください。

○引受(代理)人は、引受(代理)人自身の本人確認書類（表紙「4 本人確認の書類」参照）も必要です。

※居所での申請を希望の方、有効な旅券を紛失・焼失した方、刑罰等関係欄に該当のある方などの申請では、代理提出が出来ません。

■ 居所での申請

○旅券の申請は、住民登録地で行うことが原則ですが、例外的に居所地で申請することが可能な場合があります。対象者は、学生、単身赴任者、一時帰国者、船員等です。

○居所申請では、提出の日前6ヶ月以内に発行された住民票が必要となるほか、居所を確認できる書類（例：居所に郵送された申請者宛の消印のある最新の郵便物、本人名義の賃貸契約書、居所証明書等）の原本をお持ちください。

○居所申請を希望される方は、事前に各市町の窓口にご相談の上、必ず本人が申請に来てください。

■ 旅券の受取り(交付)

○年齢に関係なく必ず申請者本人が、窓口を受取りに来てください。（代理人による受取りはできません。）

○受取りの際は申請受付時にお渡しする一般旅券受領証を窓口にお持ちください。

○旅行等の予定がなくなった場合でも、申請に基づいて作成していますので、必ず受け取ってください。なお、申請した旅券は6ヶ月以内に受け取らない場合は失効し、次回申請時に通常よりも高い手数料が必要になります。

○申請受付から旅券受取りまでの日数は、申請の種類や申請する窓口によって異なります。窓口へお問い合わせください。

■ 手数料

○旅券受取りの際に、収入印紙及び愛媛県収入証紙を申請時にお渡しした一般旅券受領証に貼付して、手数料を納付してください。

○収入印紙 愛媛県収入証紙の販売場所は、申請受付時に窓口でご案内します。

申請の種類	収入印紙	愛媛県収入証紙	合計
10年旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券(申請時12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
5年旅券(申請時12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円
未交付失効旅券発行経費(※)	4,000円	2,000円	6,000円

※直近5年以内に発給申請した旅券を受領せず失効させた申請者に加算して徴収する手数料。

■ 愛媛県内の旅券窓口

1 市町の窓口〔通常の申請〕

通常の申請は、住所（住民登録）のある市役所・町役場での手続きになります。

※松山市に住所（住民登録）のある方は、松山市パスポートセンター（松山市宮西1-5-10 フジグラン松山別棟2階）での手続きになります。

松山市	089-926-3330	今治市	0898-32-5200	宇和島市	0895-24-1111
八幡浜市	0894-22-3112	新居浜市	0897-65-1232	西条市	0897-56-5151
大洲市	0893-24-1710	伊予市	089-982-1112	四国中央市	0896-28-6013
西予市	0894-62-6405	東温市	089-964-4404	上島町	0897-77-2503
久万高原町	0892-21-1111	松前町	089-985-4105	砥部町	089-962-2026
内子町	0893-44-6152	伊方町	0894-38-2653	松野町	0895-42-1113
鬼北町	0895-45-1111	愛南町	0895-72-7300		

★この案内に記載していない手続き（残存有効期間同一旅券・紛失届出）、その他不明な点については、各市町に直接お問い合わせください。

2 県の窓口〔緊急発給・早期発給・刑罰等関係欄に該当する場合のみ〕

愛媛県特別旅券窓口（松山市宮西1-5-10 フジグラン松山別棟2階）

海外における親族等の病気や事故などにより、緊急に旅券が必要な方や、申請書の刑罰等関係欄に該当する方は、愛媛県特別旅券窓口での手続きとなります。該当する方は、申請の前に電話（089-923-5456）でお問い合わせください。